

令和3年1月8日

来庁による年金相談サービスの一時休止について

本年1月7日に政府から緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、本連合会においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間、来庁による年金相談サービスを一時休止いたします。

また、各種お問い合わせ等の対応につきましては、通常よりも時間を要する場合がございます。

皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

【年金相談サービスについて】

当面、本連合会における年金相談サービスは、以下のとおりといたします。

(1) 相談受付時間について

月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 相談方法について

感染予防のため、来庁での年金相談については、一時休止させていただきます。

つきましては、ご不便をおかけしますが、お電話によりお問い合わせいただきますようお願い申し上げます（年金相談ダイヤル：03-5210-4608）。

なお、お電話については、つながりにくくなることも予想されますので、何卒ご了承ください。

また、お手紙や年金相談用お問い合わせフォームによるご相談も承っていますが、回答に通常よりお時間をいただく場合がありますので、あわせてご了承ください。